

熊本市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給基準を定める要綱

制定	平成18年	4月	1日	市長決裁
改正	平成19年	4月	1日	市長決裁
	平成20年	4月	1日	市長決裁
	平成21年	4月	1日	市長決裁
	平成22年	3月30日		市長決裁
	平成23年	3月29日		市長決裁
	平成23年10月		1日	市長決裁
	平成24年	3月29日		市長決裁
	平成24年10月16日			市長決裁
	平成25年	3月27日		健康福祉子ども局長決裁
	平成26年	3月31日		健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	3月22日		健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	3月29日		健康福祉局長決裁
	平成30年	3月27日		健康福祉局長決裁
	平成31年	3月28日		健康福祉局長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する障害福祉サービスに係る介護給付費等、法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付費等及び法第77条に規定する地域生活支援事業の給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等（以下これらを「給付費等」という。）の支給決定に当たり、支給申請者の勘案事項（法第22条第1項に規定する事項及び同項の厚生労働省令で定める事項並びに法第51条の7第1項に規定する事項及び同項の厚生労働省令で定める事項並びに児童福祉法第21条の5の7第1項に規定する事項及び同項の厚生労働省令で定める事項をいう。）を当該申請者ごとに勘案し、給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否及び支給量の決定に必要な事項を定めるものとする。

（支給基準）

第2条 前条の給付費等の支給決定に係る基準は、別冊1「熊本市障害者（児）の障害福祉サービス等に関する支給基準」によるものとする。

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別冊

【略】